定　　款

株式会社ブシロード

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第　１　条　当会社は、株式会社ブシロードと称し、英文ではＢｕｓｈｉｒｏａｄ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．キャラクターコンテンツ、カードコンテンツ、ゲームコンテンツ、音楽コンテンツ、スポーツコンテンツを含む知的財産権（ＩＰ）の創出・企画・制作・プロデュース・販売

２．デジタルコンテンツ（Ｗｅｂサイト、オンラインソフトウェア、アプリケーションゲーム等を含む）の企画・制作・プロデュース・配信・販売・運営

３．カードゲーム（カードスリーブ、デッキケース等のサプライ製品を含む）の企画・制作・プロデュース・販売・運営

４．通信販売業（通信販売Ｗｅｂサイトの企画・制作・運営を含む）

５．映像ソフトウェア・音響ソフトウェアの企画・制作・プロデュース・販売・配給・配信及び音楽原盤の制作・マネジメント

６．音楽ライブ、スポーツ興行、カードゲームイベント、演劇会、ミュージカル、講習会、セミナーを含む各種興行の企画・制作・運営・実施

７．出版物及び印刷物の企画・制作・デザイン・編集・販売並びに電子出版物の企画・制作・デザイン・編集・配信

８．自社及び他社のコンテンツを利用した玩具・衣料用繊維製品・衣料雑貨・ポスター・装身具・日用雑貨品等の企画・制作・プロデュース・販売並びにオリジナルコンテンツの創出及びこれを用いた玩具・衣料用繊維製品・衣料雑貨・ポスター・装身具・日用雑貨品等の企画・制作・プロデュース・販売

９．広告・宣伝及び販売促進に関する企画・制作・プロデュース並びに広告代理店業

１０．音声収録スタジオ（付帯施設、機器を含む）の利用管理・マネジメント・

他社への貸出業務、音声収録関連業務の委託・受託並びにオンラインラジオの企画・収録・配信

１１．声優、プロレスラー、アーティスト、クリエイター、モデル、ダンサー、スポーツ選手、格闘技選手、その他タレントの育成・出演斡旋・マネジメント（タレントの招聘管理を含む）

１２．スポーツ施設、アスレチック施設、リゾート施設、文化施設（付帯する公衆浴場、温泉浴場施設、鉱泉浴場及び薬治湯を含む）の運営・管理並びに上記施設で実施する各種教育、託児等の事業

１３．クレジットカードの発行・提携に係る事業

１４．株式・社債等の有価証券の保有・運用及び投資業務

１５．金融資産の保有及び運用

１６．営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導及び請負

１７．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を東京都中野区に置く。

（機　関）

第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第　５　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、54,424,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第　７　条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　９　条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　　株　主　総　会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は１０名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名及び必要に応じてその他の役職を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事

項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第３０条　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第３１条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３６条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第３７条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条１項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第４３条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第４６条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
２　未払いの配当金には利息をつけない。

附則
（事業年度変更に伴う経過措置）
第１条　第４３条（事業年度）の規定にかかわらず、第１５期事業年度は、２０２０年８月

１日から２０２１年6月３０日までの１１ヶ月とする。なお、本附則は第１５事業年度終了後にこれを削除する。

（事業年度変更に伴う基準日の経過措置）

第２条　第４５条（中間配当）の規定にかかわらず、第１５期事業年度の中間配当の基準日は、２０２１年1月３１日とする。なお、本附則は第１５事業年度終了後にこれを削除する。

平成１９年　７月２０日一部変更
平成１９年　８月　１日一部変更
平成２３年１０月２７日一部変更
平成２５年１０月２２日一部変更
平成２６年　９月２４日一部変更
平成２８年　９月１４日一部変更
平成２９年１０月２０日一部変更
令和　元年　５月１０日一部変更
令和　２年１０月２７日一部変更